

資料

留学の種類

ると、場合によっては、相手校の授業料は免除されることもある。

1. 在学留学

外国の大学で学習しようとする時は、「留学願」を提出して必要な手続きをとると、留学できる。外国の大学で学習した成果は、帰国後、本学の単位に換算されることがあるので、事前にチューターや担当事務と十分に相談すること。

本学と交流協定を結んでいる大学（別添広島大学における国際交流協定締結状況）に留学するにあたっては、留学期間は原則として1年で、交換留学生として派遣され

2. 休学留学

「休学願」に必要な書類を添付し、提出して留学する。各自の自由な留学計画を立てることができるが、あくまでも「休学」扱いとなる。取得単位は換算されないし、休学機関は就業年限に加算されないので4年間で卒業することはできない。この場合も事前に十分チューターや担当事務に相談すること。

広島大学における国際交流協定締結状況

平成2年6月7日現在

大学間協定

相手方大学名 (国名)	協定締結 年月日	交流の主な内容	期 限	財 源	備 考
北スマトラ大学 (インドネシア)	1982. 6. 4	1 北スマトラ大学の学生を学部及び大学院の学生並びに 研究生として受け入れる。 2 北スマトラ大学の学位論文作成研究者の受け入れ指導 3 教育の相互交流	な し	インドネシア政府に対するアジア開発銀行ローン	歯学部・工学部
華中理工大 (中華人民共和国)	1983.10.30	1 研究者の相互交流 2 学術情報の交換	5年 (1期5年の 延長可能)	その都度、両大学間で協議	1988. 3. 1付けで、華中工学院から改称 理学部・工学部
復旦大学 (中華人民共和国)	1986.10. 6	1 教育・研究用の資料及び情報の交換 2 教員又は研究者の交流 3 学生の交流 4 協同研究及び研究会の実施	5年 (更新可能)	財源上の措置なし	総合科学部・工学部
タマサート大学 (タイ)	1987. 4. 9	1 研究者・教官の交流 2 教育・研究用の資料及び情報の交換 3 学生の交流	5年 (更新可能)	財源上の措置なし	法学部・経済学部
ハワイ大学 (アメリカ合衆国)	1987. 9. 29	1 教官及び研究者の交流 2 学生の交流 3 共同研究、セミナー等の開催 4 文献、定期学術刊行物、その他の学術情報の交換 5 その他両大学が適当と認める学術的交流	5年 (ただし、5 年の延長可 能)	財源上の措置なし	法学部とハワイ大学ローズ クールとの間において1985年12 月25日に締結された教員交流に 関する部局間協定が基礎となっ て締結されたものである。 学校教育学部・法学部
ハノーファー医科大 学 (ドイツ連邦共和 国)	1990. 5. 11	1 教職員の交流 2 学生の交流 3 共同研究 4 学術情報の交換 5 両大学が適当と認める学術交流	なし (協定の存 続・見直しに ついての規定 あり)	財源上の措置なし ただし、学生交流については 派遣費負担	医学部・歯学部

部局協定

相手方大学名 (国名)	協定締結 年月日	交流の主な内容	期 限	財 源	備 考
ブルガリア医学アカ デミー (ブルガリア)	1982.10.15	1 研究者の交流 2 学生の交流 3 共同研究 4 科学、教育、医療推進、時事健康問題等の情報交換	な し	派遣大学において決定	医学部
カール・フランツェ ンス・グラーツ大学 (オーストリア)	1985. 5.15	1 研究者の交流 2 学生の交流 3 共同研究	な し	1 派遣大学において決定 2 派遣大学において決定 3 その都度、両大学間で協議	医学部
テキサス大学 (オース チン分校) 化学部 (アメリカ合衆国)	1986. 3.12	学生の交流	な し	奨学金	医学部
マーサー大学薬学部 (アメリカ合衆国)	1986. 4. 8	1 学生等の病院実習及び教育・研究の交流 2 共同研究	な し	1 派遣大学において決定 2 その都度協議	医学部
ノースカロライナ大 学 (チャペルヒル分 校) 化学部 (アメリカ合衆国)	1986.10.28	1 研究者の交流 2 学生の交流 3 共同研究	な し	1 財源上の措置なし 2 派遣大学において決定 3 その都度協議	医学部
大連理工大学 (中華人民共和国)	1986.11. 7	1 研究者の交流 2 学生の交流 3 学術及び教育上の交流のための代表団の派遣 4 文献等の交流	5年 (更新可能)	その都度、両大学間で協議	工学部 1988. 3. 1付けで、大連工学院 から改称
テンブル大学医学部 (アメリカ合衆国)	1987. 4.23	1 研究者の交流 2 学生の交流 3 共同研究	な し	1 財源上の措置なし 2 派遣大学において決定 3 その都度協議	医学部
ミネソタ大学教育学 部 (アメリカ合衆国)	1989. 3.16	1 教官及び研究者の交流 2 学生の交流 3 共同研究、合同会議、セミナーの実施 4 研究成果、学術刊行物、その他の学術情報の交換 5 その他両学部が適当と認める教育・学術的交流	5年 (更新可能)	財源上の措置なし	教育学部
忠南大学校医科大学 (大韓民国)	1990. 3.10	1 教職員の交流 2 学生の交流 3 共同研究の実施 4 教育研究に関する出版物又は資料の交換	なし (協定の存 続・見直しに ついて規定あ り)	1, 2 原則として派遣員負担 3, 4 その都度協議	医学部
アムステルダム大学 教育学部 (オランダ)	1990. 6. 7	1 教官及び研究者の交流 2 学生の交流 3 共同研究、合同会議・セミナーの実施 4 研究成果、学術刊行物、その他の学術情報の交換 5 その他両学部が適当と認める教育・学術的交流	5年 (更新可能)	財源上の措置なし	教育学部

学生交流のみの大学間協定校として次の4大学がある (学生部所管)。

1. ミシガン大学 (アメリカ) 1979. 4. 3締結
2. オークランド大学 (ニュージーランド) 1979. 4. 2締結
3. チュービンゲン大学 (西ドイツ) 1979. 2.19締結
4. オックスフォード大学ウォーダムカレッジ (イギリス) 1983. 6. 7締結